

麻薬取締

- 薬物犯罪の捜査・取締り
- 医療用麻薬等に関する監督・指導
- 薬物乱用防止のための啓発活動
- 再乱用防止対策

■ 薬物犯罪の取締りなど

1 薬物犯罪の捜査・取締り

薬物乱用を防止するためには、薬物の供給源となる薬物密売組織を壊滅するとともに、薬物の需要の根絶を図る必要があるため、刑事訴訟法に基づく特別司法警察職員として、薬物犯罪の取締りを昼夜問わず行っています。

2 医療用麻薬等に関する監督・指導

医薬品である麻薬や向精神薬の流通経路を監視するため、定期的に病院、薬局、製薬会社などに対して立入検査を行っています。

また、正規流通経路からの横流しや不正使用を防止するため、指導・監督を行っています。

3 薬物乱用防止のための啓発活動

規制薬物に関する正しい知識の普及に努めるため、学校や関係機関などで講演を行っています。

4 再乱用防止対策

薬物乱用者本人やその家族、友人などからの相談を受け、薬物乱用者の社会復帰に向けた支援を行っています。



海遊館前イベント広場において、大阪税関、大阪府薬務課と共に、密輸撲滅・薬物乱用防止合同キャンペーンを開催